様式第二（第５条関係） （略） 法人等保有口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第51条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 （略）	**様式第二**（第５条関係） （略） 法人等保有口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の10第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 （略）
様式第三（第８条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第11条第１項の信託の記録について、次のとおり申請します。 （略）	**様式第三**（第８条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第22条第１項の信託の記録について、次のとおり申請します。 （略）
様式第四（第９条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第14条第１項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。 （略）	**様式第四**（第９条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第25条第１項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。 （略）
様式第五（第10条関係） （略） 受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第16条第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）	**様式第五**（第10条関係） （略） 受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第27条第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）
様式第六（第12条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）	**様式第六**（第12条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）
様式第七（第13条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の２の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。 （略）	**様式第七**（第13条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の17の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。 （略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○環境省令第七号
経済産業省令第七号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百二十七号）の施行に伴い、割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高